

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 6 年度
計画主体	大月市

大月市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 大月市役所産業建設部産業観光課
所 在 地 大月市大月町花咲 1 6 0 8 - 1 9
電 話 番 号 0 5 5 4 - 2 0 - 1 8 3 3
F A X 番 号 0 5 5 4 - 2 0 - 1 5 3 3
メールアドレス sangyou-19206@city.otsuki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	山梨県 大月市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成24年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	野菜類	1,661千円、292a 把握している被害の他、市内農地を中心に被害が推測される。
ニホンジカ	学校林等	0千円、0a 把握している被害の他、市内山林を中心に新芽の食害、樹皮被害が推測される。
ニホンザル	野菜類	101千円、21a 把握している被害の他、市内農地を中心に被害が推測される。
アライグマ	生活環境被害	0千円、0a 把握している被害の他、市内農地を中心に被害が推測される。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ</p> <p>本市でのイノシシによる被害は、ほぼ市内全域において発生している。期間としては、特に農作物の生育期や収穫期に被害が集中する。近年においては住宅地等周辺にも目撃情報が多く、敷地内にて掘り返し・ぬたうちなど生活環境への被害の助長が懸念される。H26年度より大月市鳥獣被害対策実施隊(以下実施隊)を結成し、対応をしていく。</p> <p>○ニホンジカ</p> <p>本市でのニホンジカによる被害は、住宅地から離れた林間部において発生している。学校林やレクリエーションなどで植樹した樹木の新芽や木の皮が食害を受けるなど被害があり、近年増加傾向にある。期間としては、通年であるが餌の少なくなる冬期になると人家周辺など生活圏内においても目撃</p>

されることがある。H26年度より実施隊を結成し、対応をしていく。

○ニホンザル

本市でのニホンザルによる被害は、山間部を中心に発生していたが、近年ほぼ市内全域に広がる傾向がある。期間としては、えさの少なくなる秋から冬の季節を中心に被害・目撃情報が多くなり、収穫前の農作物被害だけでなく家屋内の侵入などの生活環境被害が発生している。H26年度より実施隊を結成し、対応をしていく。

○アライグマ

本市において近年新規に、アライグマによる被害や目撃情報、アライグマと思われる被害が発生している。被害の状況としては、家屋内の侵入による生活環境被害だけでなく、農作物以外にペットフードや屋外で飼育している魚類・ニワトリなどの家禽類の被害がある。被害発生場所は、住宅地周辺が多い。現状散発的な事象であるが、今後被害の増加が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成24年度）	目標値（平成28年度）
イノシシ	1,661千円、292a	1,162千円、204a
ニホンジカ	0千円、0a	－千円、－a 年度ごとに被害に差があるため目標設定をしない。
ニホンザル	101千円、21a	70千円、14a
アライグマ	0千円、0a	完全防除とする。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○有害鳥獣の捕獲許可 農作物等に被害が多発した場合は、有害鳥獣捕獲を猟友会に委託し、加害鳥獣個体の捕獲を行う。</p> <p>○特定鳥獣適正管理事業 山梨県特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣適正管理事業による個体数調整を行う。</p> <p>○わなの購入・貸出 本市においてわなを購入し、有害鳥獣捕獲期間中等に有資格者に貸出し適切な運用のもと、銃器の使用ができない箇所等においてわなによる捕獲を実施している。</p>	<p>猟友会の会員の高齢化や新規の若年層が極端に少ないことで有害鳥獣捕獲等従事者の減少や行動範囲の減少が懸念される。</p> <p>わな免許保持者が少なく、また、わなの購入費や保管場所の確保が難しい問題がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>○個人への防除ネット購入費補助 一定の条件を満たす防除ネットを購入した個人やグループに対し購入費の半額を市が補助を行う。</p> <p>○中山間地域総合整備事業による防除柵の設置 鳥獣害防止施設：17,120m</p> <p>○県単土地改良事業（鳥獣害防除事業）による防除柵の設置 鳥獣害防止施設：3,513m</p>	<p>財政事情が厳しいため一定の条件を満たさない農家には補助ができない。</p> <p>農業従事者の高齢化に伴い設置した防除柵・防除ネットの維持管理が徹底されない。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・

管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

本市に現在ある事業等で導入した防護柵等については地元住民と協力し維持管理を徹底し、効果的に農地の鳥獣防除を行う。

また、平成26年4月に設置予定の大月市鳥獣被害対策実施隊が中心となり情報収集、鳥獣の生息状況調査、緩衝帯の整備等を行い、捕獲等の対策の実効が上がる体制整備を図る。

さらにわな免許保持者を増やすため、狩猟免許のさらなる周知を広報等を利用し行いたい。アライグマに関しては、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき適正な防除を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

「大月市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、実施隊は市長の要請により隊長が隊員を招集し、対象鳥獣の捕獲等を行う。

実施隊員は、①産業観光課長及び市の職員のうちから市長が指名する者、②被害防止計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者(非常勤職員)のうちから市長が任命する者からなり、対象鳥獣捕獲員については、実施隊員であって、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有している者のうちから、市長が指名又は任命する。

実施隊にあっては、実施隊の業務を統括する隊長(産業観光課長)と副隊長が置かれ、出動に当たっては、隊長が隊員の編成を行い、隊員は隊長の指揮の下に組織的に活動を行う。

ニホンジカ・イノシシ・ニホンザルは特定鳥獣保護管理計画及び実施計画等に則り、捕獲目標頭数を調整し鳥獣保護法第9条第1項に規定する「特定鳥獣の数の調整の目的」で捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲等に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
平成26年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	○狩猟免許取得者の拡大を図る。 ○広報などを活用し防除ネット購入費補助金の住民への周知を図る。 ○大月市鳥獣害対策実施隊の結成。
	アライグマ	○わなを購入し、防除を行う。
平成27年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	○狩猟免許取得者の拡大を図る。 ○広報などを活用し防除ネット購入費補助金の住民への周知を図る。
	アライグマ	○わなを購入し、防除を行う。
平成28年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	○狩猟免許取得者の拡大を図る。 ○広報などを活用し防除ネット購入費補助金の住民への周知を図る。
	アライグマ	○わなを購入し、防除を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

近年の捕獲実績									
	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計
イノシシ	32	32	64	61	40	101	38	40	78
シカ	23	23	46	49	10	59	60	30	90
サル	10	10	20	10	10	20	0	10	10
アライグマ	0	0	0	2	0	2	0	0	0

○イノシシ
市内全域での生息及び被害が報告されており、過去の捕獲実績から耕作地周辺に出没する個体数を極小化することを目的とする。
捕獲計画数は、県の捕獲管理計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定した。

○ニホンジカ
過去の被害は限定的であるが、近年、人家周辺での目撃情報等が寄せられており、全県的な個体数増加傾向も踏まえ、本市においても予防的に個体数を調整することを目的とする。
捕獲計画数は、県の捕獲管理計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定した。

○ニホンザル

被害の状況に応じ、加害個体を中心に捕獲を進められることを目的する。

捕獲計画数は、県の捕獲管理計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定した。

○アライグマ

山梨県アライグマ防除実施計画に基づき完全防除とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画頭数等 [頭]		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
イノシシ	各年度： 管理捕獲40頭、有害捕獲30頭（ただし、各年度、県から支持される管理捕獲数及び有害駆除については被害状況により捕獲を勘案し再検討）。		
ニホンジカ	各年度： 管理捕獲20頭、有害捕獲40頭（ただし、各年度、県から支持される管理捕獲数及び有害駆除については被害状況により捕獲を勘案し再検討）。		
ニホンザル	各年度： 管理捕獲10頭、有害捕獲10頭（ただし、各年度、県から支持される管理捕獲数及び有害駆除については被害状況により捕獲を勘案し再検討）。		
アライグマ	各年度： 特定外来生物に指定されていることから、可能な限り有害駆除により捕獲		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

捕獲についてイノシシは市内全域の耕作地周辺、ニホンザルは七保地区中心にほぼ市内全域の耕作地周辺、ニホンジカは市内全域の山林内等とし、大月市鳥獣被害対策実施隊員（以下実施隊員）による銃器及びわなを併用する。人家周辺など安全面及び効果面からわなの設置が望ましいところはわなによる捕獲を積極的に行う。

アライグマについては、箱わなによる捕獲とし、実施隊員、わな免許保持者・講習修了者などの有資格者による捕獲を行う。

実施時期について有害捕獲は、被害発生に応じて随時実施し、個体数調整のための管理捕獲についても必要に応じて実施を検討する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について

記入する。

- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大月市	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	<p>県営事業である中山間総合整備事業(大月北部)にて東奥山地区・瀬戸地区・奈良子地区に鳥獣害防止施設約3,000mの導入を予定している。</p> <p>また、一定の条件を満たす防除ネットを購入した個人やグループに対し購入費の半額を市が補助する。</p>		
アライグマ	<p>一定の条件を満たす防除ネットを購入した個人やグループに対し購入費の半額を市が補助する。</p>		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成26年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	○ 事業等で導入した防護柵は、地域住民と連携・協力し定期的な除草や柵の点検補修などの維持管理を徹底する。
平成27年度		○ 個人で導入した防護柵については、維持管理の徹底を促し必要に応じて効果的な設置方法など防除の仕方を指導する。
平成28年度		<p>○ 放任果樹の除去の指導</p> <p>○ ニホンザルに対するエアージェットによる追</p>

		い払いを実施する。
--	--	-----------

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大月市産業観光課	情報の収集 関係機関への連絡 住民の安全確保（広報活動等）
大月市市消防本部	防災無線放送 （防災メールの配信） 住民の安全確保（広報活動等） 消防団への協力要請
大月警察署生活安全課	住民の安全確保 捕獲・処分等の指示
大月市鳥獣被害対策実施隊	捕獲・処分

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等 → 市（警察） → 警察（市） → 鳥獣被害対策実施隊
大月市産業観光課に連絡が入り関係機関の協力が必要と認めた場合は、大月市消防本部・大月警察署 生活安全課、都留市鳥獣被害対策実施隊に連絡を入れる。捕獲・処分が必要な状況であれば、大月警察署 生活安全課の指示により、大月市鳥獣被害対策実施隊員が捕獲・処分を実行する。

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大月市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
山梨県東部猟友会大月支部	捕獲従事者 生息情報等の情報提供
クレイン農業協同組合	被害状況等の情報提供
大月市森林組合	被害状況等の情報提供
鳥獣保護員	捕獲に関する助言
鳥獣害防止技術指導員	被害防止に関する助言
富士・東部農務事務所	農業分野における技術的助言
富士・東部林務環境事務所	林業分野における技術的助言
大月市	事務局
大月市鳥獣被害対策実施隊	捕獲・処分

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県環境科学研究所	有害鳥獣関連の情報提供。
山梨県総合農業技術センター	有害鳥獣関連の情報提供。
NPO法人甲斐けもの社中	有害鳥獣関連の情報提供、追い払い。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度に「大月市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、市内における鳥獣の被害防止・捕獲等に関する取組を推進する。

隊員は、①大月市産業観光課長及び市の職員のうちから市長が指名する者、②本計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者のうちから市長が任命する者をもって充て、このうち、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有しているもののうちから、対象鳥獣捕獲員を市長が指名または任命する。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、適切に処理（埋却等）する。
アライグマについては焼却処分する。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止対策の実施に関し必要な事項は協議会において随時検討し、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。